

統一公務員退職制度運営法

——米国における統一州法導入の事例紹介——

土屋 恵司

【目次】

はじめに

- I 統一州法の意義と一般的作成過程
- II 統一公務員退職制度運営法作成の背景及び意義
- III 統一公務員退職制度運営法の作成経過及び概要
- IV ワイオミング州における統一公務員退職制度運営法の導入

おわりに

翻訳：ワイオミング州統一公務員退職制度運営法導入法（2005）

はじめに

多様な特色と複雑な構造を有するアメリカ法を理解するためには、アメリカ法全体を対象とするのではなく、アメリカ法の特色をもっとも強く体现している分野に注目して考察を進めることが有効である。本稿では、統一州法（Uniform State Law）を考察の対象とし、その一般的な意義及び作成過程を概観した上で、特定の統一州法を具体例として、その統一州法の意義、作成過程そして特定の州に導入される経緯及び導入後の州法のあり様を観察していく。本稿は、言い換えるならば、州法の広義の「立法過程」について、統一州法を手がかりにして考察するものである。こうした考察により、本稿読者にアメリカ法についての理解を促す一つの、確かな端緒を提供することができると考える。

I 統一州法の意義と一般的作成過程

1 統一州法の意義

アメリカ合衆国は連邦制国家であり、一国の中に、連邦並びに州、コロンビア特別区及び準

州その他の50以上の法域（jurisdiction）が存在する。^(注1)

アメリカ合衆国全体に関連した大きな広がりを持つ分野を対象とするのは連邦法であるが、合衆国憲法により州の権限として留保された分野については、それぞれの州が独自の制定法（statute）及び判例法（judge-made law = common law）を形成することが認められている。州の法域は、それぞれ固有の歴史的背景の下で発達してきており、州の法域相互の間には細部において共通しない面が多い。

現代アメリカ社会において、人の移動や物資・資本などの流れは州境を越えて広く展開するが、関連する法制度が法域ごとに異なるということは、これらの活動の円滑な展開を阻害し、人々の利益を損なう。こうした障害を克服するために、判例法と制定法の両面についてアメリカ法統一への努力が重ねられてきている。

2 統一州法委員全国会議

(1) 統一州法委員全国会議の組織と任務

判例法は、リステイトメント〔再記述〕（restatement）と称される営為により統一が進められてきた。^(注2) 一方、制定法の統一への努力は、統一州法委員全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws^(注3)）とアメリカ法曹協会（American Bar Association^(注4)）による統一州法の作成という形で展開されてきた。

統一州法委員全国会議は、各州（50州並びにコロンビア特別区、プエルトリコ及びバージン諸島）が任命した統一州法委員により構成され、各州の歳出予算並びにアメリカ法曹

協会、アメリカ法律協会（American Law Institute）及び連邦政府からの資金援助により維持される非営利の非法人組織である。その主たる任務は、全米の法域にわたり統一が望ましく、かつ、現実により統一が可能である法分野について統一州法を作成し、各州での採用を提案することにある。

(2) 統一州法委員全国会議の委員

統一州法委員全国会議の委員（Commissioner）は、各州政府がそれぞれ定めた手続きに従い任命する。任命の手続き、任命される委員数、並びにそれぞれの委員の任務及び任期は州により異なる。共通した条件は、無報酬であることとその州の法曹協会に所属していることである。実際には、州議会議員だけでなく、判事や弁護士、法学教授などが任命されている。

委員は、起草委員会（Drafting Committee）の委員に任命されることがあるほか、全体会議での審理や票決に参加すること、並びに出身の州の議会で統一州法の導入の実現に尽力することが任務とされる。

(3) 統一州法の作成過程

- ・統一法作成の提案は、誰でも行うことができる。通常は、各州の法曹協会、州議会、統一州法委員、利害関係団体などから提案されることが多い。
- ・新たな統一法作成の提案があると、提案を受け入れるべきか否かについて企画委員会（Committee on Scope and Program）による審査が行われる。企画委員会は、提案された統一法の作成が望ましく、かつ現実的に可能であると判断したときは、執行委員会（Executive Committee）に統一法作成の提言を行う。

企画委員会は、審査のために必要な情報収

集や調査を行うために調査委員会（Study Committee）を招集することができる。調査委員会は会合を開くことなく活動する。

- ・企画委員会からの提言を受け入れた執行委員会は、起草委員会を任命する。
- ・起草委員会は、委員長のほか、委員数名、報告者（通常は法学教授）1名で構成される。顧問としてアメリカ法曹協会の会員が参加する。起草委員会の会合は、最低2年間にわたり年3回開かれる。会合は公開で、誰でも議論に参加することができる。草案は随時インターネットで公開される。完成した草案は、全国会議年次総会の時に全体会議（Committee of the Whole）に提出される。試案段階の草案は全体会議には提出されない。

なお、起草委員会で作成した草案はすべて法文形式審査委員会（Committee on Style）に提出され、用語法や文体に関する審査に付される。

- ・全体会議では、逐条ごとの審査が行われる。最低2回の年次総会での審議が必要とされる。
- ・全体会議で承認されると、票決が行われる。各州1票で、投票総数の過半数（かつ20州以上）の賛成票を獲得したときに統一州法のテキストが最終的に確定されたことになる。

3 統一法の導入

上記の手続きに従い作成された統一州法は、制定法ではなく、あくまでも各州に対する提案である。各州は、作成された統一州法の導入を検討するよう公式に勧奨され、統一法の表現をそのまま導入することが強く求められているが、導入そのものでさえ法的に強制されているわけではない。州は、提案された統一法を導入する場合であっても、実際にはそれぞれの州の現行の法体系や伝統などとの整合性を図るための工夫を施すことが多い。

以上が、統一州法の意義及び統一州法作成の一般的な過程である。以下に続く章では最近導入された統一公務員退職制度運営法を例にとり、統一州法がどのような過程を経て作成され、州法として導入されていくのかを具体的に追って行きたい。

II 統一公務員退職制度運営法作成の背景及び意義

1 アメリカ合衆国の退職給付制度の法域面における多様性

アメリカ合衆国における公務員退職制度(Retirement System)^(注5)は、連邦レベルのものと州・地方レベルのものとは異なる法域の下にあり、さらに、州レベルのものはそれぞれの固有の法域の下にあり、制度の内容も運営方式も多様である^(注6)。

公務員退職制度の運営・管理とは、退職制度加入者である公務員や雇用主である政府が拠出した負担金その他の資産を運用し、加入者及び受益者に対する年金等の給付を確保することであるが、公務員退職制度の管理運営の成否を左右する退職制度の資産の運用管理は、信託^(注7)という法制度を活用して行われてきている。その信託法は、州の法域にあり、しかも判例法が基軸となっているため、細部においては多様性に富んだものとなっている。こうしたアメリカ信託法の特色が、公務員退職制度の運営管理における多様性をもたらしている。

公務員退職制度を支える法制度の多様性が、健全かつ効果的な資産運用の障害となり、退職制度の加入者及び受益者の保護を妨げてきていることは、後述するとおりである。

2 民間における被用者退職給付制度の包括的規制

民間における被用者退職所得保障制度の資産も信託制度により運用管理されている。しかし、

その運用管理は、連邦法である1974年被用者退職所得保障法(Employee Retirement Income Security Act of 1974)^(注8) 通称 ERISA により規制されている。

アメリカ合衆国における民間企業の年金制度は1920年代のゼネラル・エレクトリック社の設立によるものが最初であるが、1974年に ERISA が制定されるまでは、年金管理者による資産の不明朗な運用管理、年金資金の積立額の不足などにより、所定の給付が完全に履行されないという事態が生じることがあり、そのような不履行に対する被用者及び受益者の救済手段も十分でないという状況にあった。

ERISA は、このような状況を背景にして、被用者退職給付制度の加入者及び受益者の利益を保護し、制度の衡平性と健全性の改善を図り、州境を越える通商、連邦の徴税を確保することを目的として、以下のような法的整備を図るために制定された^(注9)。

(1) 情報の開示

加入者及び受益者に制度の財政その他の情報を開示し、報告することを義務づける。

(2) 被用者退職給付制度の受託者の行為、責任及び義務の基準を設定する。

(3) 適切な救済及び制裁の措置並びに連邦裁判所に対する出訴の措置を講じる。

(4) 資格条件を満たす被用者に受給権を認める。

(5) 制度消滅保険による保護措置を用意させる。

このように、民間の被用者退職給付制度は、ERISA による包括的な規制の下で整備されてきた。その一方で公務員の退職制度は、ERISA の適用から除外されており、統一的な規制は行われてこなかった。

3 州における公務員退職制度の問題

州の公務員退職制度は、州政府組織の下位組織、地方政府組織、地方教育行政組織（school district）などに雇用される公務員を加入者とするもので、それぞれの州法の下で運営管理されている。

退職制度の資産の運用管理のためには、信託制度が活用されるが、多くの州では、受託者の監督が十分でなく、受託者から信託を設定した資産の状態等に関する情報が委託者側に的確に開示されることが保障されていなかったため、回避されるべき損失を甘んじて受けなければならない危険もしばしば生じた。このように、公務員退職制度の運営をめぐる多くの州では、前述のような民間部門での ERISA の制定を促したのと同じような問題に遭遇したが、それぞれの法域内で独自に対処しなければならなかったのである。

特に、資本市場の拡大（現代化）に適応した信託制度の改正（現代化）及び全国的な統一の要請は、各州の公務員退職制度の運営に関する統一への動因となったといえる。

4 信託法のリステイトメントと統一

資産の運用は、投資という形で行われるが、資本市場の拡大により、その投資が州の法域を超えることは必然的であり、資産の有効な運用を実現するためには、州法が異なることは、当然のことながら、妨げとなってきた。

本稿冒頭で述べたとおり、州法が異なることから生じる不都合を解消することを目的としたアメリカ法統一を図る努力は、リステイトメントと統一州法策定という二つの方法により長年にわたり営々と続けられてきているが、信託法統一の事業も早くから着手され、信託の現代化に関しては、10年以上前から着実に成果をあげてきている。

(1) リステイトメント

信託の現代化と統一のためのリステイトメント（第三次リステイトメント）の作業は、1980年代初めに着手され、21世紀に入ってからなお進行中である。

その成果の一部は、信託法第三次リステイトメント（ブルーデント・インベスター・ルール）[Restatement (Third) of Trusts (Prudent Investor Rule)]（1990年採択、1992年出版）として公表され、後述の統一州法に反映されている。^(注10)

(2) 統一州法

信託の現代化に伴う統一法の策定について、上記の第三次リステイトメントの成果を取り入れ、統一ブルーデント・インベスター法 [Uniform Prudent Investor Act]（1994年採択^(注11)）及び統一信託法典（Uniform Trust Code）（2000年作業完了、その後2001年及び2003年に一部修正）が策定された。

次の章で言及する統一公務員退職制度運営法は、これらの作業が進行中の1997年に最終案が採択されたのであるが、これらの信託法の現代化・統一のための尽力及びその成果を公務員退職制度に取り込み、制度の適正な管理運営を実現し、従来の旧態依然たる投資による損失を未然に防ごうというものである。

その効果は、州の納税者の同じ負担でよりよい年金を保証する、あるいは、より低い負担で同水準の年金を保証する、という形で現れることが期待されている。

Ⅲ 統一公務員退職制度運営法の作成経過及び概要

1 統一公務員退職制度運営法作成の経過

(1) 作成の提案

1991年1月、統一州法委員全国会議の企画

委員会は、公務員退職制度運営に関する統一法の作成という企画の是非について審査する調査委員会の立上げを提案、執行委員会は、この提案を受け、同年2月調査委員会を設置した。

1992年12月、調査委員会は、起草委員会の設置を提案した。

企画委員会は、提案された企画が十分に価値のあるものであるという調査委員会の判断を受け入れたが、検討作業の着手は関係者の協議が整うまで延期することとした。

1994年半ば、調査委員会が追加の諮問に関する報告を行った後、企画委員会は起草委員会を設置することを提言し、執行委員会はこれを了承した。

(2) 法案の起草、審議及び採択

起草委員会は、5回の会合を開き、案文を起草した。同法案は1996年の全国会議年次総会で第1回の読会に付された。

法文形式審査委員会は、同法案の4つの草案を一つひとつ審査した。

1997年8月、第106年次全国会議は、最終案^(注12)を採択した。

2 統一公務員退職制度運営法の概要

(1) 条項の構成

統一公務員退職制度運営法は、以下のとおり26か条から構成される。

第1条 略称

第2条 定義

第3条 適用範囲

第4条 信託の設定

第5条 受託者の権限

第6条 機能の委任

第7条 受託者及び受認者の一般的責務

第8条 退職制度の資産の投資及び運用
における受託者の責務

第9条 責務の特別適用

第10条 法令遵守の審査

第11条 受託者又はその他の受認者の責任

第12条 公開の会合及び記録

第13条 公衆への情報開示

第14条 加入者及び受益者への開示

第15条 退職制度運営機関への報告

第16条 概括的な計画の説明

第17条 財政状態及び年金数理状態についての年次の情報開示

第18条 年次報告

第19条 執行

第20条 出訴期限条項

第21条 給付金の譲渡

第22条 適用及び解釈の統一性確保

第23条 可分性

第24条 施行期日

第25条 廃止される法律及び条項

第26条 留保条項及び経過規定

(2) 主要条項の概要

統一公務員退職制度運営法は、公務員退職制度の加入者及び受益者を保護するために、以下の二つの措置について定める。

- (i) 退職制度の諸側面をカバーする裁量権限を有する受託者その他の者の信託義務を明確化し、その義務の履行のために十分な権限を受託者に保障する。
 - ・退職制度のすべての資産に信託を設定する（第4条）。
 - ・受託者は、これらの資産に対し排他的権限を有することが保障される（第4条）。
 - ・受託者は、資産を効率的かつ効果的に運用する事業を十分に管理する（第5条及び第6条）。
 - ・退職制度の運用及び管理又は資産の運用に対する裁量権限を有する受託者その他の者の義務を明確化する（第6条～第9条）。

(ii) 加入者及び受益者に直接的に、並びに公衆に、退職制度の財政状態及び年金数理上の状態を規則的にかつ意味のあるように情報開示することを義務づけ、もって退職制度の効果的な監視を可能にする。

- ・退職制度の効果的な監視を容易にするために意味のある情報開示を義務づける（第13条、第14条、第17条）。
- ・退職制度に州の公開の記録及び公開の会合に関する法律を適用する（第11条）。
- ・退職制度に多様な種類の報告を公表することを義務づける（第12条～第17条）。

これらの報告は、広く頒布し、公衆の利用に供する（第12条～第14条）。

- ・効果的な執行を認める規定を整備する（第10条～第18条）。
- ・給付金の譲渡は、それらが適切であり、かつ、退職給付金を保証する旨を強調した政策と矛盾しないと州議会が明白に決定した場合を除き、これを禁止する（第19条）。

IV ワイオミング州における統一公務員退職制度運営法の導入

1 統一法を導入する州法の成立の背景

ワイオミング州は、2005年の定例議会において公務員退職制度運営統一法を導入する法案（H.B.No.0155）を可決し、2月25日、州知事の署名を得て成立させた。統一公務員退職制度運営法の導入は、ワイオミング州が全米で最初である。

この統一州法が1997年に統一州法委員全国会議で採択されてから2005年まで、一つの州も導入に踏み切らなかった理由は詳らかでない。ワイオミング州がこの統一州法を導入する州法を成立させたことを報じた統一州法委員全国会議の報道発表で「90年代の好況の時代があったため、諸州は『改善する (fix)』必要性を感じなかった」からだと^(注13)いっているにとどまる。

ワイオミング州法の州政府及び州内の公的機関の公務員の退職制度に関する条項には、統一法が定める適正な運営を保証するための規定が欠けていたことは確かであるが、同じような事情は他の州にもないわけではない。なぜ、ワイオミング州が他の州に先駆けてこの統一州法を導入することになったのかについては、何らの情報も得られない。とくに、法案の提案理由や議会における議論の状況は、会議録その他の議会発生情報にアクセスする途が見当たらないため、詳らかでない。公表されている審議経過記録から見ると、議会でとりあげられた問題は立法技術的な問題などごく小さなもの^(注14)にすぎなかったものと推測されるにとどまる。

2 統一法を導入するワイオミング州法の概要

(1) 州法の構成

この州法は、次の3か条から構成される。

- ・ワイオミング州制定法典に編成された公務員退職制度運営統一法を明示した条（第1条）
- ・公務員退職制度運営統一法の事後審査及び経過措置として必要な事項に関する報告をワイオミング州退職制度の権限及び責務とする条（第2条）
- ・公務員退職制度運営統一法の施行期日を定める条（第3条）

以上の条のうち、第1条においてワイオミング州制定法典に組み入れられることとなった統一公務員退職制度運営法の各条項が統一州法委員全国会議で採択された同法の原条項との間でどのような異同が見られるのか、筆者が点検したところ、ほとんどがごく技術的な問題にとどま^(注15)っている。

(2) ワイオミング州公務員退職制度に関する法律

統一法を導入後のワイオミング州公務員退職制度について定める同州制定法典第9編第3章第4節の構成は、以下のとおりである。なお、本稿末尾の付表に第4節の全体の目次を掲げたので参照されたい。

総則的規定 (9-3-401~9-3-403)

略称、^(注16)定義並びに退職制度（法人）の設置及びその目的を定める。

退職委員会 (9-3-404~9-3-411)

ワイオミング州退職委員会について、その設置、任務及び責務・権限、並びに委員の構成、任命、任期及び報酬、並びに会合及び定足数、並びに退職制度の調査及び査定、並びに資産の年次査定並びに負債の準備及び公表、並びに議事録の公的保存、並びに退職委員会の行為に関する審査等に関する規定を設ける。

構成員の拠出金 (9-3-412~9-3-414)

被用者及び雇用主の拠出金について定める。

給付金受給資格要件 (9-3-416~9-3-418)

退職許可の時期及び資格要件としての勤務年数、並びに受給資格について退職委員会の判定を要する場合等について定める。

給付金交付方式 (9-3-419~9-3-427)

退職給付金の調整、給付金受取人に関する選択、死亡給付金、障害退職給付金、雇用の終了に基づく拠出金払戻請求その他の権利、給付金の課税除外・強制執行差押対象からの除外、他の退職プランの禁止など、給付の方式等にかかわる規定を設ける。

州の責任、権限 (9-3-428~9-3-430)

この節の解釈、改正、給付の交付の申請・実施など、州が遵守すべき給付金交付に関わる原則を定める。

特定の職種の公務員についての特則

(9-3-431, 9-3-432)

消防士及び法執行官についての特則を定める。

統一公務員退職制度運営法

(9-3-433~9-3-452)

おわりに

本稿は、冒頭で述べたとおり、統一公務員退職制度運営法を素材として、州法の「立法過程」の一側面について考察したものである。

統一公務員退職制度運営法自体には、リステイトメント、各州の公務員退職制度、民間の退職制度に関する連邦法、信託の現代化、エクイティ、コモンローなどのアメリカ法の重要な概念や法制度に関わる諸問題が内包されていたが、これらの諸問題に踏み込むとアメリカ法の深い森の中に迷い込むことになりかねないため、本稿ではごく簡単に触れるにとどめた。

これらの諸問題について考察を進めるために、参考文献欄に筆者の管見による文献を掲げておいたので、参考にされたい。

注

- (1) 州にある county や city などにも独自の法域があるが、州の法域に比べるとかなり限定的である。
- (2) 州の裁判所が形成してきた判例法は、アメリカ法において有力な法源であり、法廷において当事者が言及し、あるいは裁判所が判決において引用してきた。しかし、蓄積された膨大な判決例から何が判例法として認められるかについては、個々の裁判官の独立した判断によるのであり、しかも、各裁判官は、法域が異なれば異なる判断をすることとなる。引用される判例法が裁判所により異なることが多いということは、アメリカの全法域に共通する判例法が確定しがたいということであり、通商をはじめとする全米レベルの経済社会の円滑な活動が阻害されることとなる。そこで、1930年代から有力な法学者が中心となって判例法を確定し再記述する作業が進められることとなった。この作業はアメリカ法律協会 (American Laws Institute) <<http://www.ali.org>> により組織化されている。再記述 (restate) された判例法が Restatement (リステイトメント) と称さ

れる。

- (3) 統一州法委員全国会議の Web サイト<<http://www.nccus.org>>によると、この団体は、1892年第 1 回全国会議を開催後、約250件以上もの統一州法を作成した。その半数は、どこかの州が州法として導入している。導入した州が最も多いのが統一商事法典 (Uniform Commercial Code) で、49州が採用している。
- (4) アメリカの法律専門家の任意団体。弁護士だけを会員とする団体である日本の弁護士会とはその性格を全く異にする。団体の目的、任務、歴史などはアメリカ法曹協会のホームページ<<http://www.abanet.org>>参照。
- (5) Retirement System とは、日本語訳では逐語的に「退職制度」という用語を当てるのが一般的であり、本稿もその例に従った。しかし、その内容からすると、年金等の退職後に加入者に支払われる給付制度であり、「退職給付制度」又は「年金制度」というべきであろう。
- (6) 連邦公務員の場合、連邦職員退職制度 (FERS) や旧制度である公務員退職制度を中核とした制度があり、合衆国行政管理予算局 (OMB) が運営している。参考文献：齋藤 (2004)、重元 (2004)。
- (7) 信託 (trust) とは、「property (財産権) に関する fiduciary relation (信認関係 [高度の忠実義務を負う関係])」をいい、「当該財産を保有している者をして他人の利益のためにそれを管理するエクイティ上の義務に従わせるものであり、信託を設定する意思表示の結果として発生するもの」をさす。(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会1991年、trust の項)。当事者として、委託者 (trustor [現在では多くの場合 settlor という用語を使用する])、受託者 (trustee)、受益者 (beneficiary) の3者と、信託財産 (trust property) が存在することが必要とされる。受託者は、信託財産に対して、コモンロー上の権限を取得し、これを信託条項に従い、もっぱら受益者のために管理する。受益者は、信託財産に対しエクイティ上の権限を有する。

- (8) Act of Sep.2,1974, Pub.L.No.93-406, Title I, 88 Stat. 832 et seq.
- (9) *ibid.* Sec.2, Title I, 88 Stat. 832
- (10) 受託者の投資判断に関するルールにはいくつかある。建国初期から19世紀頃まで、多くの裁判所はエクイティ上の権限を行使し、投資の適不適を判断した。これを裁判所リスト・ルールという。20世紀にはいると議会が制定法の中で受託者が選択できる投資先を定めることが多くなった。これを法定リスト・ルールという。これらのルールと対照的に、「合理的な投資家の裁量により投資判断をしてよい」というルールがマサチューセッツ州など少数の州でとられていた。これが合理的な投資家のルール、すなわち、ブルーデント・マン・ルール (又はブルーデント・インベスター・ルール) と称されるものである。1940年代、大恐慌により裁判所や議会が定めたリストに掲載された投資先がいかに危ういものであるかということが明らかになり、これらのルールを放棄し、ブルーデント・マン・ルールに置き換える動きが顕著になった。1959年の信託法第二次リステイメントにもブルーデント・マン・ルールが明文化されたが、そのリステイメントを起草した学者による解釈が投資判断については、受託者は「他人の」財産について安全第一を旨とする投資運用でなければならないという厳格なものであったため、受託者の合理的裁量を著しく阻害することになった。こうした弊害を除去するため、本来のブルーデント・マン・ルールに立ち返ること、現代の投資理論を取り入れること、この2つの目的でつくられたのが、1990年採択の信託法第三次リステイメント (ブルーデント・インベスター・ルール) である。
- (11) 統一ブルーデント・インベスター法は、受託者の投資の権限を制限していたコモンローの準則を覆した。これにより、個々の信託の目的及びリスク許容度に照らして合理的なケア、技能及び警戒心をもって、ブルーデント・インベスターとして投資を行うよう受託者に要請する。資産の多様化は一種の義務とされる。受託者は投資の責任を専門家に委託する

ことができる。受託者はこれらの権限と責務の範囲内で、明確化された信託の目的に適合した投資を選択することができる。

- (12) 採択のための最終案は、統一州法委員全国会議のサイト（前掲注3）から入手することができる。
- (13) 統一州法委員全国会議プレスリリース(2005.3.18)。この記事は同会議サイト（前掲注3）から入手することができる。なお、2005年になって州がようやく統一州法の採用を検討し始めた理由を「フロリダ州公的年金制度が保有していたエンロン社株式投資で3億3千万ドルの損失を受けたこと」を例にあげて説明している。
- (14) ワイオミング州における審議経過は同州議会ホームページ<<http://legisweb.state.wy.us>>のSession Information Archive からアクセスすることができる。ただし、会議録等議会での発言記録はこのサイトでは公開されていない。
- (15) 導入された規定と原条項との異同

9-3-434 略称 ← 第1条

- ・公務員退職制度運営のイニシアル（MPERS）を加える。

9-3-434 定義 ← 第2条

- ・項記号(a)を加える。[1項のみからなるにもかかわらず、項記号(a)を加える例は、ワイオミング州制定法典にしばしばみられる。]
- ・号記号(1)、(2)・・・を、(i)、(ii)・・・に換える。以下の条項においても同じ。
- ・(1)号中“a person primarily responsible for the management of retirement system or, if a person is not clearly designated, the trustee of the system who has the ultimate authority to manage the system”を“the director of the Wyoming retirement system”に改める。
- ・原規定になかった号 (xxiv) [「この法律 (This act)」の定義]を加える。

9-3-435 適用範囲 ← 第3条

- ・項記号(a)を加える。

9-3-436 信託の設定 ← 第4条

- ・(a)項中“subsection(b)”の次に“of this section”を加える。

9-3-437 受託者の権限 ← 第5条

- ・(b)項 [] を採り入れない。

9-3-438 職務の委任 ← 第6条

- ・(c)項中の条の引用をワイオミング州制定法典の条の引用に改める。以下の条においても同じ。
- ・(d)項中“subsection(a) and (b)”の次に“of this section”を加える。

9-3-439 受託者及び受託者の一般的責務 ← 第7条

- ・項記号(a)を加える。

9-3-440 退職制度の資産の投資及び運用における受託者の責務 ← 第8条

- ・(b)項第2文中の“must”を“shall”に改める。同文中、“authority and information”の“authority”と“and”の間にコンマ(,)を加える。

9-3-441 特別な責務の適用 ← 第9条

- ・(a)項中 [] を採り入れない。

9-3-442 法令順守の審査 ← 第10条

- ・(a)項中“must”を“shall”に改める。

9-3-443 受託者又はその他の受託者の責任 ← 第11条

9-3-444 公開の会合及び記録 ← 第12条

- ・条の見出し中“or public”を採り入れない。
- ・(b)項中“open or public”を“public”に改める。

9-3-445 公衆への開示 ← 第13条

- ・(b)項(3)号中“paragraph(a)(2)”の次に“of this section”を加える。
- ・(c)項中“subsection(b)”の次に“of this section”を加える。

9-3-446 加入者及び受益者への開示 ← 第14条

- ・(a)項中の条の引用をワイオミング州制定法典の条の引用に改める。
- ・(b)項第2文中の“must”を“shall”に改める。
- ・(c)項中“subsection(b)”の次に“of this section”を加える。

9-3-447 代理人に対する報告 ← 第15条

- ・項記号(a)を加える。
- ・“Agency and others”を“the retirement system”に改める。
- ・(2)号中の上の引用をワイオミング州制定法典の条の引用に改める。

9-3-448 概括的な計画の説明 ← 第16条

- ・(a)項及び(b)項中“must”を“shall”に改める。

9-3-449 財政状態及び年金数理状態についての年次の情報開示 ← 第17条

- ・項記号(a)を加える。
- ・(14)号中“one-year, three-year, five-year and ten-year periods”を“one,three,five and ten year periods”に改める。

9-3-450 年次報告 ← 第18条

- ・項記号(a)を加える。
- ・“must”を“shall”に改める。

9-3-451 執行 ← 第19条

9-3-452 給付金の譲渡 ← 第21条

- ・“except to the extent expressly permitted by another law of this State”を“except as otherwise provided by state law”に改める。

- (16) 定義規定に取り上げられた用語は以下のとおりである。公務員退職制度運営統一法の定義規定に掲げられた用語と対照することにより、ワイオミング州制定法典に組み込まれて一体化した2つの規定群の対象範囲の異動を把握するための参考とすることができる。

“勘定 (account)” or “構成員勘定 (member account)”

“年金数理算定相当額 (actuarial equivalent amount)”

“委員会 (board)” or “退職委員会 (retirement board)”

“障害 (disability)”

“雇用主 (employer)” or “加入者たる雇用主 (participating employer)”

“構成員 (member)”

“旧制度から続いて基準勤続年数に算入される勤務

(prior creditable service)”

“被用者 (employee)”

“正規の利息 (regular interest)”

“退職する (retire)”, “退職した (retired)” or “退職 (retirement)”

“退職給付金 (retirement benefit)” or “給付金 (benefit)”

“退職制度 (retirement system)”

“俸給 (salary)”

“解除制度 (terminated system)”

“法執行官 (law enforcement officer)” or “官吏 (officer)”

“最高平均俸給 (highest average salary)”

“一般の構成員 (general member)”

“基準勤続年数 (service credit)”

“制度 (system)”

“勤務年数 (year of service)”

“退職勘定 (retirement account)”

“消防士の構成員 (firefighter member)”

[参考文献]

[アメリカ合衆国の公務員退職制度について]

米国の公務員退職制度については日本語の文献は多くない。特に州レベルのものとなると、本稿の冒頭で述べたようにきわめて多様であり、文献はさらにわずかとなってしまふ。連邦レベルのものうち、新しい情報を伝えているのは、齋藤 (2004) である。州レベルのものは、GAO Report (1999) のデータを使用した重元 (2004) が最新で、かつ詳細である。米国内では、州レベルの公務員退職制度に関する報告がいくつかあるが、この GAO Report が全州の多様な公務員退職制度をいくつかの要素に従い分類、分析し、それらの特徴を示している点で最も参考になるものといえる。

・齋藤純子「欧米主要国の国会議員年金制度—アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.445、2004.3.26.

・重元啓史「米国連邦・州政府公務員年金制度—日米

社会保障における退職年金制度比較の観点から―」
『中央大学大学院研究年報』34号（法学研究科篇、
2004、pp.305-327.

- ・ United States General Accounting Office (GAO),
*State Pension Plans, Similarities and Differences
Between Federal and State Designs*, GAO/
GGD-99-45, March 1999.

[米国被用者退職所得保障法 ERISA について]

私的年金制度を包括的に規制する ERISA は、規模の大きな法律であるため、日本語の論文記事は多数あるが、ERISA の基本的枠組み及び関連の基礎的知識を簡潔に紹介した文献は多くない。ここでは、次の2点の図書を紹介する。長銀総研（1999）は、きわめて簡潔に ERISA の全容を紹介している。一方、小櫻（1998）は、ERISA の規制下にある年金株式保有の問題、開示制度や年金権移転禁止をめぐる判例等精細な研究の報告である。いずれも日本の年金制度を再考するための参考に供することを目的とした労作であるが、基礎的な予備知識が必要な記述が多々あることは難点である。

- ・ 長銀総研コンサルティング『米国 ERISA 法に関する調査研究―平成8年度高齢者の雇用環境の整備調

査研究調査報告』（通商産業省委託調査研究）1999.

- ・ 小櫻純『退職後所得保護の法理― ERISA 研究―』（滋賀大学経済学部研究叢書第29号）滋賀大学経済学部、1998.

[アメリカ信託法について]

信託という法制度は日本にもあるが、信託は英米法の下で生まれ、発達してきたものであり、日本の信託法を基準にしてアメリカ信託法を理解することはむずかしい。日本でもアメリカ信託法の精細な研究は進められてきているが、わずか数年前の時点でも「基本法理を概説する標準的な書物が見当たらない」といわれてきている。こうしたなかで、樋口（2000）同（2003）は、その穴を埋める優れた成果である。しかし、その後これに続く成果は、あまり多くない。ここでは、大塚・樋口（2002）を挙げておきたい。

- ・ 大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』有信堂高文社、2002.
- ・ 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅠ』弘文堂、2000.
- ・ 同『アメリカ信託法ノートⅡ』弘文堂、2003.

（つちや けいじ・専門調査員）

ワイオミング州統一公務員退職制度運営法導入法
[An Act to provide for the adoption of]
The Uniform Management of Public Employee Retirement Systems Act
(Chapter No. 0119 Session Laws of Wyoming 2005)
[Signed by Governor Feb.25, 2005]

土屋 恵司 訳

政府の行政に関連し、統一公務員退職制度運営 (MPERS) 法を導入し、定義を定め、移行期間のための措置を講じ、事後審査及び報告を求め、矛盾する規定を廃止し、施行期日を定める法律

ワイオミング州議会は、以下のとおりこの法律を制定する。

第1条 ワイオミング州制定法 (W.S.) 9-3-433 から9-3-452までの規定を以下のとおり定める。

公務員退職制度運営統一法

9-3-433 略称

この法律は、公務員退職制度運営 (MPERS) 法として引用することができる。

9-3-434 定義

(a) この法律で使用する以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(i) 「管理官 (administrator)」とは、ワイオミング退職制度の長 [director] をいう。

(ii) 「エージェント別プログラムグループ (agent group of programs)」とは、管理及び投資機能を共有する退職制度グループであるが、特定のプログラムのために蓄積された資産がそのプログラムの加入者及び受益者に対象を限定して給付金を支給するために使用されるようそれぞれの退職プログラムを対象とした別口の勘定を維持するものをいう。

(iii) 「プログラムの適切なグループ分け (appropriate grouping of programs)」とは、次のものをいう。

(A) 確定給付プランについては、コスト共有プログラム又はエージェント別プログラムグループ

(B) 確定拠出プランについては、管理及び投資機能を共有する退職制度グループ

(iv) 「受益者 (beneficiary)」とは、加入者以外の者であって、加入者又は退職プログラムにより当該のプログラムに基づく給付を受け取るために指定された者をいう。

(v) 「法典 (Code)」とは、連邦の1986年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1986) をいう。ただし、[改正があったときは] その改正後のものをいう。

(vi) 「費用共有プログラム (cost-sharing program)」とは、1人以上の被用者のための退職プログラムであって、給付金の支給のために蓄積されたすべての資産が当該のプログラムの加入者又は受益者に給付金を支給するために使用されるものをいう。

(vii) 「確定給付プラン (defined benefit plan)」とは、確定拠出金プラン以外の退職プログラムをいう。

(viii) 「確定拠出プラン (defined contribution plan)」とは、加入者それぞれのための個人勘定並びに加入者の勘定に入金すべき金額、及びその勘定に入金され、又は請求される収入支出及び損益、及び加

入者の勘定に割り当てられる他の加入者の勘定の没収のみに基づく給付金のための備えを有する退職プログラムをいう。

(ix) 「被用者 (employee)」は、公務員の雇用主の役職にある職員を含む。

(x) 「評価額 (fair value)」とは、意欲をもつ買い手が意欲をもつ売り手に資産の当座の売買に支払うこととなる金額であって、受認者が誠意を持って判断したものをいう。

(xi) 「受認者 (fiduciary)」とは、次に掲げる要件の一に該当する者をいう。

(A) 退職制度を運営する裁量権を行使する者

(B) ある制度の資産を投資し、又は運営する権限を行使する者

(C) ある制度の資産に関連して手数料若しくは直接若しくは間接の報酬を対価として投資の助言を行い、又はこれを行う権限若しくは責務を有する者

(D) 受託者 [trustee] 又は受託者会議の構成員である者

(xii) 「提供する (furnish)」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。

(A) 個人に直接届けること、知り得た最新の雇用地若しくは郵便の受取人として指定された者の住所 [home address] に郵送すること、又は郵便の受取人として指定された者が通常の過程で受け取ると信じる合理的根拠がある場合に、何らかの他の通常の通信手段により伝えること。

(B) 郵便の受取人として指定された者の公務員雇用主が直接、又は郵便により、若しくは他の通常の通信手段により、伝える努力を誠意をもって行ったであろうと信じる合理的な根拠があるときに、当該の雇用主に提供すること。

(xiii) 「準拠法 (governing law)」とは、

退職プログラム若しくは制度の創設について定め、これを公認する州及び地方の法並びに退職プログラム若しくは制度若しくはそれらのいずれかの資産の運営に適用される州及び地方の主要な法律及び規則をいう

(xiv) 「保証付き給付金保険証券 (guaranteed benefit policy)」とは、保険証券若しくは契約であって、その保険証券若しくは契約が保証された金額の給付金について定める範囲のものをいう。この用語は、別口の勘定における剰余金を含むが、別口の勘定の他の部分は除外する。

(xv) 「保険業者 (insurer)」とは、この州において保険の営業に携わる資格を有する会社、事業又は組織をいう。

(xvi) 「没収対象外給付金 (nonforfeitable benefit)」とは、加入者の事業から生じ、無条件のもので、かつ退職制度に対し強制執行しうる当座又は据え置きの給付金をいう。

(xvii) 「加入者 (participant)」とは、退職プログラムに登録された被用者であり、若しくは過去にそうした被用者であった個人であって、そのプログラムの下で給付金を受け取る資格を有し、若しくはそうした資格を有する可能性のある者をいう。この用語は、すでに公務員雇用主の被用者ではない個人であって、当該の雇用主の退職プログラムの下で何らの没収対象外給付金も蓄積してこなかった者は含まない。

(xviii) 「公務員雇用主 (public employer)」とは、この州若しくは [その] 下位官庁、又はこの州若しくは [その] 下位官庁の機関若しくは出先機関であって、その被用者が退職プログラムの加入者であるものをい

う。

(xix) 「有資格公共会計士 (qualified public accountant)」とは、以下に掲げるいずれかの者をいう。

(A) この州若しくはこの州の下位官庁の監査機関であって、次に掲げるいずれかのこと以外には退職制度若しくはその受任者の機能若しくは活動と直接の関係を有しないもの

(I) この法律に関連した機能

(II) 退職制度と監督機関の被用者との間の関係のうち、他の加入者及び受益者との同一の基盤に立つ加入者又は受益者としての関係にあるもの

(B) 州の監督機関により資格を与えられ、又は免許を与えられた独立した公認の公共会計士

(xx) ある者の「関係者 (Related person)」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

(A) その者の配偶者若しくは親又は配偶者のきょうだい

(B) その者の子孫、きょうだい若しくは親又はその者の子孫、きょうだい若しくは親の配偶者

(C) その者と同一の世帯に住むその他の者

(D) 前記(A)(B)若しくは(C)に掲げる者が実質的な利害関係を有する信託又は不動産

(E) その者が受託責任を有する信託又は不動産

(F) その者が受託責任を有する無能力者、被後見人又は未成年者

(xxi) 「退職プログラム (retirement program)」とは、公務員雇用主が制定し維持する権利及び義務のプログラムであって、その明示された条件により、又は周囲の状況により、次に掲げるいずれかを行うものをいう。

(A) 被用者に退職年金を提供すること。

(B) 対象となる雇用の終了までの期間又はその後の期間にわたり被用者による所得の繰り延べを生じさせること。

(xxii) 「退職制度 (retirement system)」とは、一若しくは複数の退職プログラムを運用するため、又は一若しくは複数の退職プログラムの資産を投資し、若しくは運用するため、公務員雇用主により設立され、維持される統一体 [entity] をいう。

(xxiii) 「受託者 (trustee)」とは、退職制度を運用する最高の権限、又はその資産を投資し、若しくは運用する最高の権限を有する者をいう。

(xxiv) 「この法律 (this act)」とは、[ワイオミング制定法] W.S.9-3-434から同9-3-452までの規定をいう。

9-3-435 範囲

(a) この法律は、以下の各号に掲げるものを除き、すべての退職プログラム及び退職制度に適用する。

(i) 公務員雇用主により一時借り入れの形で管理される退職プログラムであって、選抜された経営幹部グループ又は当該の公務員雇用主の被用者のうち報酬において上位5%に位置する被用者のための報酬支払繰延べをもっぱら目的とするもの

(ii) 次に掲げる条件下における退職金支払取決め

(A) 支払いは、もっぱら被用者の勤務の終了を理由として行われ、被用者の退職に付随しないこと。

(B) 支払い総額は、当該の被用者の勤務の終了直前の年に公務員雇用主から得られる総収入の2倍を超えないこと。

(C) 支払いはすべて、勤務の終了後24月以内に完了すること。

(iii) 被用者が現行の社会保障法 [Social

Security Act] 第Ⅱ編 [Title] (42 U.S.C. Section 401 et seq.) の対象であることを理由として被用者のために行われる取決め又は支払い

- (iv) 前記の合衆国法典第415条 (m) に定める意味に該当する正規の政府超過給付金取決め
- (v) 前記の合衆国法典第408条に定める意味に該当する個人別退職勘定又は個人別退職年金勘定
- (vi) 前記の合衆国法典第403条(b)の要件を満たす年金契約又は保管勘定のみから構成される退職プログラム
- (vii) 労働者報酬法又は障害者保険法を遵守する目的に限定して運用されるプログラム

9-3-436 信託の設定

- (a) この条の(b)項に別に定めることを除き、退職制度の資産はすべて保管される。受託者は、この法律に従い、これらの資産を投資し、運用する排他的権限を有する。
- (b) 保険会社により発行された保険契約又は保険証券から成る退職制度の資産、保険会社の資産及び保険会社により保管される当該退職制度の資産は、保管することを要しない。
- (c) 保険会社が退職制度に対して確定給付金保険証券を発行したときは、当該の退職制度は、当該の保険証券を含み、当該の保険会社の資産は含まない。
- (d) 退職制度が1940年投資会社法 [Investment Company Act of 1940] (15 U.S.C. Section 80a-1 et seq.) に基づき登録された投資会社により発行される保証に投資するときは、その退職制度は、当該の保証を含み、当該の投資会社の資産は含まない。

9-3-437 受託者の権限

(a) 受託者は、準拠法により与えられた他の権限のほかに、この法律に基づく受託者の責務と矛盾することなく、以下の各号に掲げることを行う排他的権限を有する。

- (i) 受託者の責務を遂行するために十分な管理予算を作成し、適切かつ合理的な範囲内で、予算に資金を入れるために退職制度の資産を利用すること。
- (ii) 受託者の権限を行使し受託者の責務を遂行するために必要な業務を、年金数理人 (アクチュアリー) 業務、保管業務、投資業務及び法律業務を含め、雇用により確保し、又は [この業務を] 契約すること。
- (iii) 受託者の権限を行使し、受託者の責務を遂行するために必要な物品及び不動産を調達し、処分すること。

9-3-438 機能の委任

- (a) 受託者又は管理者は、同様の法的資格で行動し、これらの問題に精通している賢明な受託者又は管理者であればその状況の下で適切に委任することができるような機能を委任することができる。
- (b) 受託者又は管理者は、次に掲げる行為に際して合理的な注意をし、技能を発揮し、警戒をしなければならない。
 - (i) 代理人を選任すること。
 - (ii) 退職プログラムの目的及び条件に矛盾しない形で、委任の範囲及び条件を確定すること。
 - (iii) 代理人の実績及び委任の条件の遵守状況の定期的事後審査
- (c) 委任を受けた機能を実行するに当たり、代理人は退職制度並びにその制度の加入者及び受益者に対し委任の条件を遵守する義務を負い、受託者の場合には、ワイオミング州制定法 W.S.9-3-439により課された責務を遵守する義務を負う。

- (d) この条の(a)項及び(b)項を遵守する受託者又は管理者は、機能の委任を受けた代理人の意思決定又は行為について当該の退職制度に対しても、又はその加入者若しくは受益者に対しても責任を有しない。
- (e) 受託者又は管理者からの機能の委任を承諾することにより、代理人はこの州の裁判所の管轄権に服する。
- (f) 受託者は、この条に基づき機能を委任する管理者の権限を制限することができる。

9-3-439 受託者及び受託者の一般的責務

- (a) 受託者又はその他の受託者は、次に掲げるような形で、退職制度に関連した責務を果たさなければならない。
 - (i) もっぱらその加入者及び受益者の利益を図る。
 - (ii) 加入者及び受益者に給付金を提供し、その制度を管理するための合理的経費を支出することを排他的目的とする。
 - (iii) その時の一般的な条件下において、同様の可能性の下で行為し、これらの問題に精通している賢明な者であれば、同様の性格及び目的の行為を行う際に活用するであろう注意、技能及び警戒を用いる。
 - (iv) 加入者及び受益者のいかなる利害の相違も、公平に考慮する。
 - (v) 適切かつ合理的な費用のみを負担する。
 - (vi) 退職プログラム及び制度を規律する法の誠実な解釈に従う。

9-3-440 退職制度の資産の投資及び運用における受託者の責務

- (a) W.S.9-3-439に基づく退職制度の資産の投資及び運用に当たり、資産を投資し運用する権限を有する受託者は、以下に掲げる規定に従う。
 - (i) 他の諸条件のうち、次の条件を考慮し

なければならない。

- (A) 全般的な経済状況
- (B) インフレーション又はデフレーションの想定される影響
- (C) 退職プログラム又は適正な複数プログラムの集合体の総金融資産一覧[portfolio]の範囲内におけるそれぞれの投資又は行為 [course of action] が果たす役割
- (D) 収益からの予定総利回り及び元本増価
- (E) 換金性、収益の規則性及び元本の保全又は増価の必要性
- (F) 確定給付プランのために、合理的な年金数理上の要素に基づく当該の計画のための資金拠出の妥当性
- (ii) それぞれの退職プログラム又は適正な複数プログラムの集合体の投資を多角化しなければならない。ただし、受託者が、特別な状況を理由として、そうしないことが明らかに賢明であると合理的に判断した場合を除く。
- (iii) 退職制度の資産の投資及び運用に係のある事実を検証するための合理的努力をしなければならない。
- (iv) どのような種類の財産に投資すること、この法律に矛盾しないどのような型式の投資を行うこともできる。
- (v) 付随的給付金を提供する投資が付随的給付金を伴わなくとも賢明であると受託者により判断された場合に限り、投資利益のほかに投資により給付金を生み出すことを検討することができる。

- (b) 退職制度の資産を投資し、運用する権限を有する受託者は、それぞれの退職プログラム又は適正な複数プログラムの集合体のための投資目的及び保険証券についての報告書 [statement] を承認しなければならない。この報告書は、資産全体に対する希望利益率、資産の各分類ごとの希望利益率及びリスク許

容度、資産配分目標、権限委任のガイドライン及び投資実績を評価するために使用する報告の型式に関する情報を内容に含むものでなければならない。受託者は、少なくとも年に一度は、その報告書を審査し、それを変更し、又は改めて確認しなければならない。

9-3-441 責務の特別な適用

- (a) 受託者は、拠出が事実又は法の誤りにより行われたと判断したときは、公務員雇用主又は被用者に拠出金を返還し、又は、償還のための代替の取決めを行うことができる。
- (b) 退職プログラムの終了に際し、受託者は、加入者及び受益者に対するプログラムの債務がすべて履行された後に残されたプログラムの資産を公務員雇用主に返還することができる。
- (c) 退職プログラムが個人勘定を設け、加入者又は受益者がその勘定における資産に対する管理を行うことを認め、加入者又は受益者がこれらの資産に対する管理を行う場合には、次に掲げる規定が適用される。
 - (i) その加入者又は受益者は、管理の執行を理由とした受託者ではない。
 - (ii) その他の理由で受託者である者は、いかなる損失も、又は受託者の責務の不履行を理由とするものであっても、加入者若しくは受益者の管理の執行から生じたものについては責任を有しない。
- (d) 保険会社が退職制度に対しその保険会社の一般会計により支えられるが、確定給付金保険証券ではない契約又は保険証券を発行する場合に、当時の一般的な条件下において、その保険会社が、その一般会計の資産を同様の法的資格で行為し、これらの問題に精通している賢明な者であれば同様の性格及び目的の行為を行う際に活用するであろう注意、技能及び警戒心をもって、一般会計により支えら

れるすべての義務を考慮に入れて、一般会計の資産を運用するときは、その保険会社は、W.S.9-3-439を遵守している。

9-3-442 法令遵守の審査

- (a) 受託者又はその他の受託者による W.S.9-3-438から同9-3-440までの規定の遵守は、当該の受託者又は受託者の意思決定又は行為の時に存在した事実及び状況に照らして判断されるものであり、後になっての考えによるものであってはならない。
- (b) 受託者の投資及び運用の意思決定は、孤立してではなく、そのプログラム又は適切な複数プログラムの集合体に合理的に適合した損益目標をもつ総体的投資戦略の全体及び部分としてのその信託の金融資産細目のコンテキストにおいて査定されなければならない。

9-3-443 受託者又はその他の受託者の責任

- (a) この法律により課された責務に違反した受託者又はその他の受託者は、その違反から生じた損失について、また、その受託者又はその他の受託者がその退職制度の資産を利用することを通じてその受託者又はその他の受託者により形成された利益について、個人的に退職制度に責任を負う。

その受託者又はその他の受託者は、裁判所が適当と考えるところに従い、解任を含め、その他のエクイティ上の救済措置に服する。
- (b) この法律に基づく義務の違反についての受託者又はその他の受託者の責任を制限するという主旨の取決めは、無効とする。
- (c) 退職制度は、受託者又はその他の受託者によるこの法律に基づく義務の違反を理由として生じた責任又は損失に備えて自らを保険にかけることができる。
- (d) 受託者又はその他の受託者は、保険が受託者又は受託者により個人的に購入され、若し

くは用意されたものである場合、又は、保険が受託者若しくは受託者の利益になるように、この州、退職制度、受託者若しくは受託者により提供される退職プログラムに被用者が加入している公務員雇用主、若しくは受託者若しくは受託者若しくは受託者若しくは受託者若しくは受託者の雇用主により提供される退職プログラムに加入している者を構成員とする被用者代表を対象とするものである場合、この法律に基づく責務の違反を理由として生じた責任又は損失に対し保険をかけることができる。

9-3-444 公開の会合及び記録

- (a) 退職制度の資産を投資し、又は運用する権限を有する複合的構成員からなる団体は、審議又は決定の開示が決定の実行又は投資目的の達成の能力を危うくするときは、秘密会議において、投資若しくはその他の財政問題について審議し、又はそれに関する暫定的若しくは最終的決定を行うことができる。
- (b) 投資若しくは財政問題についての審議を開示し、又はそれに関する暫定的若しくは最終的決定を行う退職制度の記録は、その開示が投資の決定若しくはプログラムの実行又は投資目的の達成の能力を危うくする程度及び範囲において、ワイオミング州公的記録法、W.S.16-4-201から同16-4-205までの規定に基づく公的記録に該当しない。

9-3-445 公衆への開示

- (a) 退職制度の管理者は、以下に掲げる情報を準備し、広めなければならない。
 - (i) 各退職制度の概括的な計画の説明
 - (ii) そのプログラムの用語の重要な修正及び概括的な計画の説明に盛り込むことが要求される情報の重要な変更であって、その修正若しくは変更が更新後の概括的な計画

の説明に取り入れられていないものについての概括的な説明

- (iii) 財政状態及び年金数理状態についての年次の情報開示
- (iv) 年次報告
- (b) 管理者は、その管理者の主たる事務所及び、必要なときは、その他の場所において、情報を合理的な形で加入者の利用に供するため、以下に掲げる情報を公衆審査のための利用に供さなければならない。
 - (i) 退職プログラム及びシステムの準拠法
 - (ii) 最新の概括的な計画の説明
 - (iii) この条の(a)項(ii)号に掲げる修正若しくは変更についての概括的な説明であって、加入者及び受益者に提供されたことはあるが、いまだに概括的な計画の説明に取り入れられていないもの
 - (iv) 財政状態及び年金数理状態についての最新の年次の情報開示
 - (v) 最新の年次報告
- (c) 加入者、受益者又は公衆からの書面による要請を受けて、管理者は、この条の(b)項に定める公表物の写しを提供しなければならない。W.S.9-3-446(a)項に別段の定めがあるときを除き、管理官は、写しの提供の費用を賄うための合理的な料金を徴収することができる。その場合において、[同管理者は]支払いを受けた後30日以内に当該の写しを提供しなければならない。

9-3-446 加入者及び受益者への開示

- (a) 管理者は、各加入者及び退職プログラムに基づく給付金を受け取っている各受益者に対し、以下に掲げる情報を提供しなければならない。
 - (i) 最新の概括的な計画の説明、及びこれに添付される W.S.9-3-445(a)項(ii)号に定める修正若しくは変更についての概括的な説

明であって、ある者が加入者となってから3月以内、最初の受益者である場合はある者が最初に給付金を受け取ってから3月以内、又は、その後にあつては、当該の退職プログラムがこの法律に服することになってから4月以内におけるもの

(ii) W.S.9-3-445(a)項(ii)号に定める修正又は変更についての概括的な説明であつて、修正又は変更が行われた会計年度の末日から7月以内のもの

(iii) 最新の概括的な計画の説明であつて、5年を超えない間隔での修正及び変更のすべてを取り入れたものの写し

(iv) 各会計年度の末日から7月以内の年次報告

(b) 管理者は、加入者又は受益者に対し、その加入者又は受益者が予想給付金を合理的に推計することができるようにする情報を、その情報が退職制度により規則的に維持される範囲内において、内容に盛り込んだ説明書を提供しなければならない。当該の情報は、年次報告と共に、又は、加入者若しくは受益者の書面による要請を受けて、提供される。当該の情報は、現に給付金を受け取っている加入者又は受益者に提供する必要はない。

(c) 現に給付金を受け取っていない加入者は、いずれの会計年度であってもこの条の(b)項に基づく会計年度についての説明書を無料で提供を受ける資格を有する。管理者は、その他の説明書の提供費用を賄う合理的な料金を請求することができる。管理者は、加入者若しくは受益者の要請があつてから30日以内に、又は、料金が請求されたときは、支払いを受けた後30日以内に、その説明書を提供しなければならない。

9-3-447 退職制度機関に対する報告

(a) 管理者は、以下に掲げるものの写しを退職

制度に提出しなければならない。

(i) その退職制度がこの法律に従うことになった後4月以内の当該退職プログラム及び制度の準拠法並びにその後毎年少なくとも1回の頻度での最新版

(ii) その退職制度がこの法律に服することになった後4月以内の概括的な計画の説明書並びに最新の概括的な計画の説明であつて、同じ時点でW.S.9-3-446(a)項(iii)号に基づき加入者又は受益者に最初に提供されたもの

(iii) 修正若しくは変更が行われた会計年度の末日の後7月以内における当該修正又は変更の概括的な説明

(iv) 財政状態及び年金数理状態についての年次の情報開示並びに各会計年度の末日後7月以内の年次報告

9-3-448 概括的な計画の説明

(a) 概括的な計画の説明及びW.S.9-3-445(a)項(ii)号に基づく修正又は変更は、通常の加入者により理解されると判断される態様で書かれ、加入者及び受益者に退職制度の下でのこれらの者の権利について知らせるために的確かつ合理的に見て十分に総合的なものでなければならない。

(b) 概括的な計画の説明には、以下に掲げるものが内容とされなければならない。

(i) 退職プログラム及び制度の名称並びに管理の様式

(ii) 管理者の名称及び事業用住所

(iii) 令状の送達のための各代理人の名称及び事業用住所

(iv) 退職プログラム及び制度の準拠法の引用箇所

(v) 加入者及び受益者の資格に関するプログラムの要件についての説明

(vi) 没収禁止給付金について定めるプログ

ラムの諸規定についての説明

- (vii) 欠格、不適格又は給付金の拒否若しくは喪失という結果をもたらす状況の説明
- (viii) 給付金の算出方法並びに配偶者及び遺族のために提供される給付金を含め、当該のプログラムにより提供される給付金の説明
- (ix) プログラムの資金源
- (x) 給付金の提供に介在する組織の同一性
- (xi) 会計年度の終了日
- (xii) プログラムに基づく給付金を請求する手続き及び全部又は部分を問わず拒否された請求の救済のための当該プログラムの下で使用される管理手続き
- (xiii) W.S.9-3-445(b)項及び(c)項、同9-3-446(b)項及び(c)項並びに同9-3-447に基づく追加情報の利用可能性についての告知

9-3-449 財政状態及び年金数理状態についての年次の情報開示

- (a) 財政状態及び年金数理状態の年次の情報開示は、以下に掲げることを内容とする。
 - (i) 退職制度の名称並びに各退職プログラムの識別表示及びプログラムが適切なプログラム集合体の中にあるときの各々の適切なプログラム集合体の識別表示
 - (ii) 管理者の名称及び事業用住所
 - (iii) 各受託者及び受託者団体の各構成員の名称及び事業用住所並びに受託者又は受託者団体構成員の選出方法についての簡潔な説明
 - (iv) 令状の送達のための各代理人の名称及び事業用住所
 - (v) 適切なプログラム集合体に入っていない各退職プログラム別若しくは各々の適切なプログラム集合体別又はその両方の対象被用者数
 - (vi) 各受託者の名称及び事業用住所

- (vii) W.S.9-3-440(b)項により要求されている投資目標及び保険証券についての現行の説明書
- (viii) 一般に公正妥当と認められている会計原則に則った財務報告書及び当該の財務報告書に対する覚書
- (ix) 財務報告に関する、一般に公正妥当と認められている監査基準に則った資格ある公共会計士による所見
- (x) 確定給付プランの場合には、年金債務の評価のための一般に公正妥当と認められている年金数理上の原則及び実務に則った年金数理上の一覧表及び当該年金数理上の一覧表に対する覚書
- (xi) 確定給付プランの場合には、当該の年金数理上の一覧表が年金数理士の知識では完全であり、かつ的確であること、当該の一覧表を作成する際に使用された条件及び手法のそれぞれが合理的であること、当該の条件及び手法が総体として合理的であること、並びに、当該の条件及び手法の組合せが期待された経験上の知識についての年金数理人の最高の推定を提供するものであること、を示す有資格の年金数理人による所見
- (xii) 退職プログラムそのものにおける利害以外の重要な利害であって、当該の退職制度に加入している公務員雇用主又は当該の退職制度の対象とされる被用者を代表する被用者団体により、最近3年以内に当該の退職プログラムとの重要な取引において保有され、又は効果を生じることが提案されたものについての説明
- (xiii) 退職プログラムの資産の投資及び運用に関連した受託者である受託者、管理者若しくは被用者により、若しくは関連する者により、最近3年以内に当該退職制度との重要な取引において保有され、又は効果

を生じることが提案された重要な利害についての説明

- (xiv) 収益率の一覧表、退職制度全体の資産並びに最近の1年、3年、5年及び10年の期間のカテゴリー別総資産に関する純投資経費、並びに、制度全体の資産及び各期間における各カテゴリーのための適切な基準に関する収益率
- (xv) 総投資経費及び会計年度の総一般管理経費の合計を、会計年度の末日の退職制度の資産の公正な価値のパーセンテージ及びその年度の前の5会計年度の対応するパーセンテージで示した一覧表
- (xvi) 会計年度の末日に投資目的で保有され、保険会社、借主、賃貸人若しくは当該の取引の同様の当事者により集められ、識別された資産のすべてについての一覧表であって、関係がある限りにおいて、資産の満期日、利率、額面価額若しくは満期日価額、株式数、費用及び公正価格を記載し、かつ、不履行となり、若しくは回収不能として分類された資産を識別表示しているもの

9-3-450 年次報告

- (a) 年次報告は、以下に掲げる内容のものとする。
 - (i) 各受託者及び受託者理事会の各構成員の名称及び事業用住所
 - (ii) W.S.9-3-449(a)項(viii)号により要求される財務報告であって、覚書を除いたもの
 - (iii) 確定給付プランについて、W.S.9-3-449(a)項(x)号により要求される年金数理上の一覧表
 - (iv) W.S.9-3-449(a)項(xiv)号及び(xv)号に定める一覧表
 - (v) 説明書及び一覧表の解釈の仕方についての簡潔な説明及び情報

- (vi) 財政及び年金数理上の状態についての年次の情報開示を公正かつ的確に要約するために必要なその他の資料

- (vii) W.S.9-3-445(b)項及び(c)項、同9-3-446(b)項及び(c)項並びに同9-3-447に基づく追加情報の利用提供についての告知

9-3-451 執行

- (a) 以下の各号に掲げる者による当該号の下の規定に掲げることを目的とした訴訟は、維持することができる。
 - (i) 公務員雇用主、加入者、受益者又は受認者
 - (A) この法律を侵害している行為、業務の遂行又は不作為を禁じるためのもの
 - (B) W.S.9-3-443の下での背任に対する適切なエクイティ上の救済のためのもの
 - (C) この法律の侵害を是正し、又はこの法律を執行するためのその他の適切なエクイティ上の救済のためのもの
 - (ii) W.S.9-3-447の侵害を禁じる退職制度
- (b) この条に基づく加入者、受益者又は受認者による訴訟において、裁判所は、いずれの当事者にも合理的な弁護士費用及び経費を認めることができる。

9-3-452 給付金の譲渡

退職プログラムの給付金は、譲渡する [be assigned or alienated] ことはできず、州法により別段の定めがある場合を除き、債権者の請求から除外される。

第2条 事後審査及び報告

ワイオミング州退職制度は、統一公務員退職制度運営 (MPERS) 法の諸規定をこの法律で示された骨子に従い審査し、現行法を審査しなければならない。ワイオミング州退職制度は、その審査の結果について、MPERS 法の施行の

ために現行法に必要な変更を含め、2005年10月1日以前に合同暫定予算委員会に報告をしなければならない。

第3条 〔施行期日〕

- (a) この法律の第2条は、法案がワイオミング州憲法第4章第8条^(注1)により定める法律となるために必要なすべての行為が完了した時に直ちに施行する。
- (b) この法律のその他の条は、2006年7月1日に施行する。

注

- (1) Article 4, Section 8 of the Wyoming Constitution. ワイオミング州憲法は、ワイオミング州制定法集の第97編に編成されている。上記の規定は、原文では、97-4-008という番号が付されている。一般の法律でいえば、Article は、章、Section は、条に当たることが判る。この条は、法案が議会を通過した後、知事に送られ、知事の署名を受けて初めて法律になること、知事が法案に反対し、これを議会に差し戻した場合には、議会で再び採決が行われることなどその法案が法律となるまでに議会や知事取るべき行動・行為 (acts) について定めている。

付表：ワイオミング州制定法典における退職制度関連規定

第9編 政府の運営

第3章 報酬及び給付金

第4節 退職

9-3-401. 略称

9-3-402. 定義

9-3-403. ワイオミング州退職制度；設立；目的；法人としての権限

9-3-404. ワイオミング州退職委員会；制度の運営責任；構成；任命；任期；欠員；会合；委員長の選挙

9-3-405. 退職委員会の責務と権限

9-3-406. 退職委員会；長、顧問年金数理人（アクチュアリー）及び補助者の雇用及び報酬、構成員の報酬、定足数；標章

9-3-407. 退職委員会；退職制度の資産を含む勘定の統制及び運用；勘定からの支出

9-3-408. 退職勘定の指定管理人；支出、勘定の金銭の投資

9-3-409. 退職委員会；規則；機能遂行に必要な権限及び特権；情報の提供及び記録の管理についての雇用主に対する要求

9-3-410. 退職委員会；生命表法による制度の調査及び査定；資産の年次査定及び負債の準備及び公表；議事録の公記録

9-3-411. 退職委員会；委員会の審理を受ける権利；司法審査

9-3-412. 構成員の拠出金；給与控除；被用者の拠出金を支払うことを公認された雇用主

9-3-413. 雇用主の拠出金；月払い；勘定への繰入；滞納拠出金に賦課される利息；回収

9-3-414. 雇用主拠出金の予算計上；州官庁の長に対する通知

9-3-415. 退職許可の時期；勤務年数

9-3-416. 退職による受給要件を満たす既納拠出金を回収することなく退職する構成員

9-3-417. 退職による受給資格の判定；勤務年数の相当性を判定する委員会；軍役の基準年数

9-3-418. 退職給付金算定基準勤務年数；消防士の適用除外

9-3-419. 退職給付金の調整

9-3-420. 給付金の方式に関する選択；給付金受取人の指定

9-3-421. 死亡給付金；月給付金の選択；剰余被用者拠出金プラス利息の払戻し；医療保険掛金

9-3-422. 障害による退職；委員会の判定；報告及び診察；金額；給付金の方式に関する選択

9-3-423. 障害；退職後の医学的その他の診察、検査及び評価；診察、検査及び評価を受けなかったこと；復職；給付金からの超過収入の控除

9-3-424. 雇用の終了に基づく拠出金の払戻し；手続き；再納入；払戻しに関する制限

9-3-425. 退職勘定から給付される退職給付金に対し雇用終了制度に基づき退職した構成員が有する権利；W.S.9-3-419で規定される増額禁止の不適用

9-3-426. 課税から除外され、強制執行又は差押に服さない給付金、引当金及び退職勘定の内容；譲渡制限；有資格の親族関係の命令；退職制度の資産

9-3-427. 他の退職プランの禁止

9-3-428. この節の解釈；州の責任の制限

9-3-429. 虚偽の陳述及び記録の禁止；この節を改正する権利

9-3-430. 給付金の申請；給付金交付施行日；

最低限交付ルール

9-3-431. 消防士の構成員；拠出金；給付金受給資格；勤務及び障害退職給付金；適時に拠出金の納入を行わなかったことによる給付金の終了

9-3-432. 法執行官；拠出金；給付金受給資格；

勤務及び障害給付金；死亡給付金；給付金の選択

9-3-433～9-3-452

統一公務員退職制度運営法

(つちや けいじ・専門調査員)